

〇〇〇〇〇〇 様

鳥羽市長 〇〇 〇〇

## 入札指名通知書

工事(業務)名

工事(業務)場所 鳥羽市

上記工事(業務)の入札に貴社を指名いたしましたから、鳥羽市 〇 〇 課  
において、設計書、仕様書、図面並びに現地熟覧のうえ、鳥羽市契約規則及び鳥羽市  
建設工事執行規則により入札書を提出してください。

記

(1) 入札書提出の日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分

(2) 入札書の提出場所

(3) 現場説明会 有・無

(4) 工事価格 金〇、〇〇〇、〇〇〇円(税抜き)

(予定価格は工事価格に消費税及び地方消費税相当分を加えたものとする)

(5) 入札保証金 有・無

最低制限価格 有・無

(6) 最低制限価格算出式 建築・建築以外・業務・無

(7) 前払金 工事等に要する経費の前金払の取扱要綱による。

(8) 質問方法及び期限

質問は、原則として質問書をFAXにて〇〇課(FAX: - - )に提出する。

質問書の期限は、平成 年 月 日 午後5時までとする。

質問書の回答は、平成 年 月 日 午後5時までに担当課がFAXにて回答する。

(9) 入札書記載方法

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(10) 入札条件

別記(1)の「入札の方法並びに入札の無効の要件、その他入札、工事(業務委託)施工についての必要な事項」による。

(11) 請負契約

落札価格で請負契約を締結する。契約保証金は別記(2)の「契約保証金に関する事項」による。

落札者は落札の通知を受けた日より7日又は、別に指定した日以内に建設工事請負(設計業務委託)契約書又は請書を市長に提出して請負契約を締結するものとする。

## 別記(1) 入札の方法並びに入札の無効の要件、その他入札、工事(業務委託)施工についての必要な事項

1. 入札において、入札参加者が1名の場合は入札を行わない。
2. 入札者が定刻までに到着しないときは、原則として入札に参加できない。
3. 入札書の宛名は市長宛とし、1件ごとに作成して封書のうえ、入札者の氏名及び工事(業務委託)名等を表記して、入札者(代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。)自ら投函する。
4. 代理人が入札する場合には、次のとおり取扱うものとする。
  - (1) 代理人が入札する場合には、入札書投函前に委任状を提出すること。なお、この場合の入札書には入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに上記代理人と表記して、代理人の氏名を記載し、押印すること。なお、代理人の押印がない場合は、入札書を無効とする。ただし、入札者本人の住所、氏名を記載され押印のある入札書により入札する場合は、委任状の提出を要しない。この場合、代理人の記名、押印は必要ない。
5. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
6. 入札執行回数は、1回とする。
7. 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに入札者を立ち合わせて行う。
8. 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
9. 次の各号の一に該当するときは、その者の入札は無効とする。
  - (1) 入札に参加する資格がない者が入札したとき。
  - (2) 入札者が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。
  - (3) 入札者が他人の入札の代理をしたとき。
  - (4) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
  - (5) 入札保証金の額が鳥羽市契約規則第5条第1項に規定する額に満たないとき。
  - (6) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
  - (7) 入札者がその提出した入札書の書換え、引換え又は、撤回をしたとき。
  - (8) 入札書の金額、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は、識別しがたい入札又は、金額を訂正した入札をしたとき。
  - (9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
10. 入札を辞退する場合は次により取扱うものとする。
  - (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札の辞退は、原則として事前に入札辞退届により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により辞退を届、後日必ず入札辞退届を提出すること。
  - (2) 入札を辞退した者は、このことを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではない。
11. 建設業者は、その請負った建設工事を施工するときは、建設業法第26条の規定に基づく技術者を設置しなければならない。なお、同法第26条第3項による政令で定める額以上の工事を施工する場合は専任の技術者を設置しなければならない。
12. 鳥羽市建設工事等最低制限価格取扱要領の規定により当該入札は最低制限価格を設けた場合に最低制限価格を下回る入札をした者を落札外(失格)とする。また、入札参加者全員が最低制限価格を下回る入札をしたときは、当該入札を打切るものとする。
13. 入札時に、入札書積算内訳書を入札書と同封すること。開札時に入札書の額とその積算内訳書の合計が一致しない場合は失格とする。

### その他

- (1) 落札業者にあつては、契約時に市税の完納納税証明書(写)の提出が必要。

## 別記(2) 契約保証金に関する事項

1. 契約金額300万円以上の工事については、鳥羽市契約規則第32条第1項及び第2項並びに第33条第1号及び第2号による次の契約保証金のいずれか一つの保証を必要とする。
  - (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等の提供
  - (3) 金融機関等又は保証事業会社との保証委託契約の保証書の提出
  - (4) 履行保証保険契約に係る保険証券の提出
  - (5) 公共工事履行保証契約に係る保証証券の提出保証金額は契約金額の100分の10以上とする。
2. 契約金額300万円未満の工事については、鳥羽市契約規則第33条第1項第3号により契約保証金の免除をすることがある。

《入札契約事務担当》 鳥羽市役所 ○○課 ○○係

電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇